

令和4年4月28日

▼タイトル

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針の改訂について

▼概 要

第34回高島市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を4月28日(木)に開催し、当面の対処方針を見直しましたのでお知らせします。

詳しくは、別添の対処方針にてご確認ください。

▼問い合わせ先

○所 属：政策部 危機管理局防災課

○電話番号：0740(25)8133

○ファックス：0740(25)8551

新型コロナウイルス感染症対策にかかる対処方針

令和2年5月15日（令和4年4月28日変更）

高島市新型コロナウイルス感染症対策本部

国内においては、令和4年1月以降、オミクロン株の市中感染の急拡大により全国36都道府県に発令された「まん延防止等重点措置」は、3月21日をもって全ての都道府県で解除された。

4月以降は、大都市圏を中心に減少傾向となり、関西圏においても減少の動きが見られるが、一方で北海道、佐賀県や沖縄県など増加が続く地域もあり、感染状況の推移に差が生じている状況である。

滋賀県においては、4月以降、感染の再拡大には至っていないものの、若年層を中心とした感染が高止まりしている状況であり、4月25日に開催された滋賀県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議では、引き続き「感染再拡大警戒期間（レベル2）」を継続することとされた。

本市においても、4月以降の新規感染者は減少傾向にあるものの、オミクロン変異株（BA.2系統）への置き換わりが進む中で、大型連休中の来訪者や帰省先における接触機会の増加により再拡大が懸念されることから、今後も国・県の動向を注視しつつ感染拡大防止と社会経済活動の回復を図るため、当面の対処方針を以下のとおり定めることとする。

●大型連休期間中（4月29日から5月9日まで）の対応について

（1）市内の公共施設について

琵琶湖岸の園地や駐車場、公共施設等について、閉鎖や立ち入り制限は行わない。

（2）休日診療等について

高島市民病院およびマキノ病院では、連休期間中も救急外来を開設し、24時間対応をとっています。発熱等の症状がある方に対しましても救急外来で対応します。

受診により陽性が判明した場合には、受診された医療機関や滋賀県COVID-19災害コントロールセンターの指示に従っていただくとともに、感染拡大防止のため通われている施設（こども園や小中学校、職場、介護事業所等）に速やかに連絡してください。

（3）帰省される方の検査受診について

帰省先では、高齢の家族など日常とは異なる方との接触機会が増えることから、基本的な感染予防対策を心がけて行動するとともに、ワクチンの3回目接種や検査の受診をご検討ください。

(大型連休期間中のワクチン接種体制)

市内の各医療機関では、既に予約された方へのワクチン接種が実施されます。

滋賀県では大型連休中も毎日、県広域ワクチン接種センター（大津市、彦根市の大規模接種会場）において、武田モデルナ社ワクチンを使用した追加接種（3回目接種）が実施されます。

予約方法等につきましては、高島市ホームページの「滋賀県広域ワクチン接種センターにおける新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）について」をご確認ください。

●当面の対処方針について

1. ワクチン接種について

- ・ 3回目接種については、各医療機関での個別接種、市が実施する集団接種により接種体制を整えている。
- ・ 4回目接種については、厚生労働省より60歳以上の方や18歳以上の基礎疾患のある方などに対して、接種間隔を5か月に短縮し5月末から開始する方針が示されたことから、スムーズな接種が可能となるよう市内医療機関と連携し体制を整える。

1) 3回目接種

①個別接種

ア. 接種医療機関：市内の27の医療機関

イ. ワクチン：ファイザー社ワクチン

※小児（5～11歳）の方への接種については、市内6医療機関での接種が可能。

使用するワクチンはファイザー社の小児用ワクチン。

※12～17歳の方への3回目接種については、ファイザー社ワクチンを使用。

※18～29歳までの男性は、1・2回目に武田モデルナ社のワクチンを接種した方も、ファイザー社のワクチンの選択が可能。

②集団接種

5月22日までの土曜日、日曜日に実施（大型連休期間中は除く。）

ア. ワクチン：武田モデルナ社ワクチン

イ. 予約：㊦コールセンター（月～金曜日の9：00～17：00）

㊧Web（24時間）

2) 現在までの接種率について（12歳以上） ※令和4年4月25日現在

1回目接種率：90.9%

2回目接種率：90.5%

3回目接種率：63.1%

2. 感染防止対策について

(1) 感染対策の徹底

- ・ 基本的な感染対策の徹底（手洗い、マスクの着用、密の回避など）
- ・ 会食はマスク会食など感染リスクを下げる工夫をして行う。
- ・ 家庭でも、咳エチケット、常時換気、取手・ノブなどの共用部分の消毒等、感染対策を徹底する。
- ・ 家族以外の方と接する場面では、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、自宅で休養
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサポ滋賀」、接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用
- ・ 混雑した場所や感染リスクの高い場所への外出は慎重に判断する。

(2) 小中学校における対策

文部科学省・県教育委員会が示すガイドラインおよび、高島市版「新しい生活様式」を踏まえた学校の取り組み『～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、感染予防対策を講じる。

1) 小中学校における感染症対策について

4月の感染状況等を踏まえて、以下のとおり感染リスクの高い教育活動を当面の間、中止するとともに、保護者に対し感染防止対策の呼びかけを行う。

①飛沫感染の可能性が高い学習活動の中止

ア. 保健体育科における密集し、組み合ったり、接触したりする運動

イ. 音楽科における合唱やリコーダー等の演奏、家庭科における調理実習

②感染防止対策に対する保護者への協力の呼びかけ

ア. 家族ぐるみの検温などの健康管理、児童生徒本人や同居家族に風邪等の症状がある等、感染が心配される場合の登校自粛を依頼。

2) 学校行事および校外活動について

①全校的な校内行事（運動会、体育祭、文化祭等）は、感染症対策を講じた上で実施する。

②校外活動（修学旅行、遠足、社会科の見学、体験活動等）は、感染症対策を講じた上で、以下の事項に留意して実施する。

- ・実施時期：滋賀県に緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない期間に実施する。
- ・訪問地：緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されていない地域を訪問地とする。
- ・その他：児童生徒または同居家族に発熱等の症状がある場合は、当該児童生徒の参加を見合わせる。

(3) 保育園・幼稚園・認定こども園、学童保育等における対策

厚生労働省・文部科学省・県健康医療福祉部が示すガイドライン等に準じ、園児ができる工夫と行動について十分留意した上で引き続き感染症対策を講じる。

保育活動や園行事、園外活動については、幼児の特性をふまえた上で、活動時間や人数の制限をする等の工夫をしながら行い、小中学校における対策に準じて実施するものとする。

私立こども園や学童保育所等についても公立こども園等に準じた対応とする。

3. 濃厚接触者の特定等について

- ・滋賀県では令和4年3月28日より、濃厚接触者の特定・行動制限待機期間および積極的疫学調査の方針が見直され、濃厚接触者の特定は同一世帯・医療機関および福祉施設等に限定されることになりました。

なお、こども園や小中学校、事業所等で感染者が発生した場合は、それぞれの責任者により対応することとされたところです。

詳しくは高島保健所(22-2525)へお問い合わせいただくか、滋賀県コロナウイルス対策ホームページを確認してください。

※滋賀県ホームページアドレス

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryohukushi/yakuzi/324452.html>

- ・市内の認定こども園・小学校・中学校においては濃厚接触者の特定がされなくなったことを受け、今後の対応については次の通りとする。
 - 1) 感染者ならびに濃厚接触者は出席停止とする。
 - 2) 施設内での感染の可能性がある場合は3日間程度の学級閉鎖を基本とし、必要に応じて全校臨時休業等の措置を講じる。
 - 3) 感染拡大、クラスターの可能性がある場合については、状況に応じて休業期間の延長等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。
 - 4) 上記の判断については、園・学校等の関係機関が協議の上、判断する。

4. 公共施設等について

市が所管する公共施設については、国等が定めるガイドラインに基づき策定した、「感染症対策マニュアル」を遵守し適切な感染症対策を行う。

公共施設の利用者および管理者においては消毒を徹底するとともに、施設利用者に対しても、マスクの着用などの基本的な感染症対策の実施の他、各施設のマニュアルに応じた対策に協力を求める。

5. 市が主催する会議やイベント等について

会議やイベント等の開催については、3密の回避など基本的な感染症防止対策が確保できるよう次のとおり対応する。

(1) イベントや会議の開催における対策（当面の間）

収容率の目安	
大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの (講演・式典・展示会等)	大声での歓声・声援等が想定されるもの (音楽イベント・スポーツイベント等)
収容率 100%以内 席がない場合は適切な間隔を確保 (人と人が接触しない程度の距離を確保)	収容率 50%以内 席がない場合は人と人の身体的距離を 1 m 以上確保

- ・ マスクの着用やこまめな換気を行い、会場には消毒液等を設置する。
- ・ 会議時間の短縮やリモート会議等の活用により接触機会を少なくする。
- ・ 上記のほか、万全な感染予防対策を講じるとともに、十分な感染症対策を行うこと。

(2) 自治会や各種団体等が行う会議やイベントにおける対策

市内の各種団体等が主催する会議やイベントは、市の方針に準じて主催者において適切に対応いただくよう要請する。

6. 人権への配慮、社会課題への対応

- ・ 医療・福祉関係者、患者関係者などへの言われなき風評被害を防止するとともに、感染症に対する憶測やデマに惑わされない冷静な対処と人権尊重について啓発する。
- ・ 感染症に対して過剰に心配することなく、公的機関等が発信する正確な情報に基づき冷静な行動を要請する。

7. 災害時の避難行動について

災害時の避難所における感染防止を徹底するため、以下の避難行動を推進する。

- ・ 避難所における「三つの密」を回避するため、在宅避難、縁故避難、避難所への避難等、安全な場所への分散避難を啓発する。
- ・ 広域避難所では、避難所指定職員が中心となり、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルに基づき運営を行う。